

平成28年 2 月18日開会

平成28年 2 月徳島県議会定例会議案 (その3)

目 次

第 70 号	平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）	1頁
第 71 号	平成27年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	19
第 72 号	平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	21
第 73 号	平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	23
第 74 号	平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	25
第 75 号	平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）	27
第 76 号	平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	29
第 77 号	平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	31
第 78 号	平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 79 号	平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	35
第 80 号	平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	37
第 81 号	平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）	39
第 82 号	平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）	41
第 83 号	平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）	43
第 84 号	平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	47
第 85 号	平成27年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	49
第 86 号	平成27年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	51
第 87 号	平成27年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	53
第 88 号	平成27年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）	55
第 89 号	平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第3号）	59
第 90 号	平成27年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	61

第 91 号	徳島県税条例等の一部改正について	63頁
第 92 号	徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について	71

第 70 号

平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

平成27年度徳島県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,602,135千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485,455,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 77,000,000	千円 △1,500,000	千円 75,500,000
	1 県 民 税	28,308,589	△200,000	28,108,589
	2 事 業 税	17,473,678	△1,400,000	16,073,678
	7 自 動 車 取 得 税	427,563	200,000	627,563
	8 軽 油 引 取 税	5,967,415	△100,000	5,867,415
2 地方消費税清算金		23,701,000	5,001,000	28,702,000
	1 地方消費税清算金	23,701,000	5,001,000	28,702,000
3 地方譲与税		11,688,000	2,254,189	13,942,189
	1 地方法人特別譲与税	9,748,535	2,492,361	12,240,896
	2 地方揮発油譲与税	1,833,000	△230,447	1,602,553
	3 石油ガス譲与税	103,465	△8,848	94,617
	4 航空機燃料譲与税	3,000	1,123	4,123
4 地方特例交付金		130,000	43,712	173,712
	1 地方特例交付金	130,000	43,712	173,712

5 地 方 交 付 税		140,500,000	4,823,021	145,323,021
	1 地 方 交 付 税	140,500,000	4,823,021	145,323,021
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,157,349	△74,241	1,083,108
	1 分 担 金	328,549	△36,906	291,643
	2 負 担 金	828,800	△37,335	791,465
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,672,689	△280,551	5,392,138
	1 使 用 料	3,976,541	△168,480	3,808,061
	2 手 数 料	1,696,148	△112,071	1,584,077
9 国 庫 支 出 金		62,983,378	△10,205,492	52,777,886
	1 国 庫 負 担 金	32,611,780	△6,000,733	26,611,047
	2 国 庫 補 助 金	28,718,480	△4,072,362	24,646,118
	3 委 託 金	1,653,118	△132,397	1,520,721
10 財 産 収 入		1,338,139	△598,147	739,992
	1 財 産 運 用 収 入	585,813	△148,410	437,403
	2 財 産 売 払 収 入	752,326	△449,737	302,589
11 寄 附 金		124,050	1,064,433	1,188,483
	1 寄 附 金	124,050	1,064,433	1,188,483

12 繰入金		93,693,189	△8,866,782	84,826,407
	1 特別会計繰入金	62,182,286	△151,463	62,030,823
	2 基金繰入金	31,510,903	△8,715,319	22,795,584
13 繰越金		7,564,223	1,449,163	9,013,386
	1 繰越金	7,564,223	1,449,163	9,013,386
14 諸収入		15,057,231	409,560	15,466,791
	1 延滞金, 加算金及び過料等	100,910	△281	100,629
	2 県預金利子	13,860	6,865	20,725
	4 貸付金元利収入	4,556,794	△156,213	4,400,581
	5 受託事業収入	970,244	△185,622	784,622
	6 収益事業収入	2,840,483	△147,631	2,692,852
	7 利子割精算金収入	758	2,104	2,862
	8 雑収入	2,524,182	890,338	3,414,520
15 県債		58,158,000	△7,122,000	51,036,000
	1 県債	58,158,000	△7,122,000	51,036,000
歳入合計		499,057,248	△13,602,135	485,455,113

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 983,479	千円 15,917	千円 999,396
	1 議会費	983,479	15,917	999,396
2 総務費		32,813,314	3,130,922	35,944,236
	1 総務管理費	16,442,647	4,916,296	21,358,943
	2 企画費	4,490,865	△5,860	4,485,005
	3 徴税費	2,602,415	△22,237	2,580,178
	4 市町村振興費	2,916,695	△1,403,806	1,512,889
	5 選挙費	513,798	△151,064	362,734
	6 防災費	4,914,303	△207,759	4,706,544
	7 統計調査費	613,924	5,738	619,662
	8 人事委員会費	133,139	△524	132,615
	9 監査委員費	185,528	138	185,666
3 民生費		61,028,814	△2,608,258	58,420,556
	1 社会福祉費	45,314,273	△2,400,790	42,913,483
	2 児童福祉費	10,222,567	△455,400	9,767,167

	3 生活保護費	5,491,974	247,932	5,739,906
4 衛生費		29,504,402	△2,496,476	27,007,926
	1 公衆衛生費	6,430,605	△1,030,657	5,399,948
	2 環境衛生費	3,101,557	△323,264	2,778,293
	3 保健所費	1,386,978	△46,276	1,340,702
	4 医薬費	10,855,019	△934,609	9,920,410
	5 病院事業費	7,730,243	△161,670	7,568,573
5 労働費		6,012,626	213,754	6,226,380
	1 労政費	4,643,254	283,603	4,926,857
	2 職業訓練費	1,256,919	△66,264	1,190,655
	3 労働委員会費	112,453	△3,585	108,868
6 農林水産業費		30,526,745	△3,247,740	27,279,005
	1 農業費	4,698,303	△577,073	4,121,230
	2 園芸費	628,208	11,832	640,040
	3 畜産業費	1,318,279	638	1,318,917
	4 農地費	10,633,526	△1,731,747	8,901,779
	5 林業費	10,865,562	△929,609	9,935,953

	6 水 産 業 費	2,382,867	△21,781	2,361,086
7 商 工 費		64,137,073	128,581	64,265,654
	1 商 業 費	58,766,716	146,827	58,913,543
	2 工 鉱 業 費	4,096,737	△58,972	4,037,765
	3 観 光 費	1,273,620	40,726	1,314,346
8 土 木 費		51,389,472	△3,778,698	47,610,774
	1 土 木 管 理 費	4,304,193	△511,045	3,793,148
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,032,755	△967,979	22,064,776
	3 河 川 海 岸 費	15,414,150	△1,840,013	13,574,137
	4 港 湾 費	3,665,229	△112,559	3,552,670
	5 都 市 計 画 費	3,703,547	△178,650	3,524,897
	6 住 宅 費	1,269,598	△168,452	1,101,146
9 警 察 費		20,963,518	405,050	21,368,568
	1 警 察 管 理 費	18,833,434	414,426	19,247,860
	2 警 察 活 動 費	2,130,084	△9,376	2,120,708
10 教 育 費		84,611,931	△2,136,509	82,475,422
	1 教 育 総 務 費	13,453,754	△605,687	12,848,067

	2 小 学 校 費	26,343,483	△565,638	25,777,845
	3 中 学 校 費	15,915,786	△224,078	15,691,708
	4 高 等 学 校 費	18,913,702	△407,176	18,506,526
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,044,092	△235,313	6,808,779
	6 社 会 教 育 費	2,020,023	△69,231	1,950,792
	7 保 健 体 育 費	921,091	△29,386	891,705
11 災 害 復 旧 費		10,243,846	△6,678,003	3,565,843
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,526,864	△665,019	861,845
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,616,982	△5,912,984	2,703,998
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		80,807,348	△37,903	80,769,445
	1 公 債 費	80,807,348	△37,903	80,769,445
13 諸 支 出 金		25,884,680	3,487,228	29,371,908
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	11,795,058	464,942	12,260,000
	2 利 子 割 交 付 金	171,019	47,208	218,227
	3 配 当 割 交 付 金	756,173	194,085	950,258
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	802,571	118,500	921,071

	5 地方消費税交付金	11,884,591	2,502,409	14,387,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	190,709	2,758	193,467
	7 特別地方消費税交付金	100	△100	0
	8 自動車取得税交付金	284,358	157,396	441,754
	9 利子割精算金	101	30	131
歳	出	合	計	
		499,057,248	△13,602,135	485,455,113

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	出架合大橋上事部工業	千円 2,700,000	25	千円 500,000	千円 2,300,000	25	千円 500,000
				26	500,000	26	500,000	
				27	900,000	27	500,000	
				28	800,000	28	800,000	

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	千円 63,274
		福利施設等管理費	33,170
		本庁舎等管理費	67,000
	2 企画費	地域振興推進費	20,000
		航空対策費	50,722
	6 防災費	防災対策指導費	36,000
		航空消防防災体制運営費	49,248
	3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備事業費
2 児童福祉費		児童健全育成対策費	25,290
		児童福祉施設整備事業費	15,795
4 衛生費	2 環境衛生費	一般環境対策費	23,000
		自然公園等施設整備事業費	33,900
		廃棄物処理施設管理指導費	6,518
	3 保健所費	保健所施設等整備事業費	9,000

		4 医 薬 費	医療衛生費	2,100,423
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費		団体営土地改良事業費	47,790
			県単独土地改良事業費	38,265
			基幹農道整備事業費	42,840
			広域営農団地農道整備事業費	240,414
			県営農道整備事業費	45,900
			中山間地域農村活性化総合整備事業費	124,308
			農業水利施設保全対策事業費	35,190
			農業水利施設保全合理化事業費	91,800
			湛水防除事業費	20,400
			老朽ため池等整備事業費	135,660
			震災対策農業水利施設整備事業費	23,562
			地籍調査費	434,711
	5 林 業 費		森林整備加速化・林業飛躍事業費	108,080
			林材業振興対策費	24,000
			林業力倍増基盤整備促進事業費	14,600
森林基盤整備事業費			1,066,554	

			林野地すべり防止事業費	151,180		
			県単独治山事業費	48,032		
	6	水産業費	水産研究課美波庁舎整備事業費	161,000		
			県管理漁港維持補修費	60,000		
			広域漁港整備事業費	144,310		
			水域環境保全創造事業費	34,310		
			漁港海岸保全施設整備事業費	125,760		
			県単独漁港漁場整備事業費	5,150		
			水産基盤整備調査事業費	1,672		
			地域水産物供給基盤整備事業費	31,240		
8	土	木費	1	土木管理費	土木企画調整事業費	42,000
					土木調査事業費	5,000
					建設業法等施行費	1,700
			2	道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	1,500
					高速自動車道対策事業費	108,000
					道路維持修繕費	814,350
					道路局部改良事業費	235,956

			路側整備事業費	200,202
			交通安全対策事業費	138,320
			橋りょう修繕費	117,458
	3	河川海岸費	河川海岸維持修繕費	689,540
			河川特殊改良事業費	95,000
			広域河川改修事業費	294,952
			地震・高潮対策河川事業費	341,240
			河川管理施設長寿命化事業費	249,500
			河川安全・安心協働推進費	30,000
			通常砂防事業費	205,200
			県単独砂防事業費	40,635
			砂防維持修繕費	38,370
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	59,590
			災害防止対策緊急事業費	91,311
			海岸侵食対策事業費	122,800
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	80,400
	4	港湾費	港湾海岸施設維持補修費	186,700

			県単独港湾整備事業費	32,800
			港湾改修事業費	52,300
			港湾環境整備事業費	33,500
			港湾補修事業費	198,200
	5 都市計画費		都市計画調査事業費	26,352
			都市計画事業指導監督事務費	1,600
			緊急地方道路整備事業費	376,740
			公園維持修繕費	11,800
	6 住宅費		県営住宅建設事業費	139,652
			建築物耐震化推進費	6,895
			住宅事業指導監督事務費	300
9 警察費	1 警察管理費		警察署整備事業費	1,437
10 教育費	4 高等学校費		高校施設整備事業費	1,159,914
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	39,934
			過年発生災害林道復旧事業費	83,823
			現年発生災害林道復旧事業費	343,000
	2 土木施設災害復旧費		現年発生治山施設災害復旧事業費	48,251

		現年発生漁港施設災害復旧事業費	6,446
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	181,765
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	1,122,104
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	208,303
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	409,400
		市町村災害復旧事業監督事務費	8,000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	2 企 画 費	地方創生加速化支援費	千円 780,077	千円 820,077
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	53,500	84,100
		経営体育成基盤整備事業費	171,000	359,700
		耕地地すべり防止事業費	19,400	41,330
		地盤沈下対策事業費	21,200	131,360
		国営付帯県営農地防災事業費	31,500	85,254
	5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	306,000	431,000
		治山事業費	120,000	685,094

	6 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業費	44,560	223,050
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改築事業費	211,780	1,094,916
		緊急地方道路整備事業費	1,861,947	8,076,766
	3 河川海岸費	総合流域防災事業費	702,100	1,994,453
		堰堤改良事業費	41,000	96,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	105,000	646,000
		地すべり対策事業費	104,000	475,300
		急傾斜地崩壊対策事業費	21,000	194,230
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	84,000	142,200
	4 港湾費	港湾海岸保全施設整備事業費	155,000	368,960
	5 都市計画費	街路事業費	370,200	838,100
		公園整備事業費	189,000	442,700

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
国営吉野川下流域総合農地防災事業に係る負担金	自平成28年度 至平成39年度	133,246千円

国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 平成28年度 至 平成39年度	25,348千円
---------------------	----------------------	----------

第5表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	千円 325,000	千円 25,000
防災事業	3,053,000	2,995,000
社会福祉事業	3,000	5,000
農地事業	2,097,000	1,760,000
林業治山事業	2,339,000	1,783,000
水産事業	513,000	506,000
道路橋りょう事業	6,579,000	7,339,000
河川海岸事業	7,681,000	6,994,000
港湾事業	1,113,000	1,024,000
都市計画事業	1,050,000	1,019,000
警察関係事業	481,000	259,000
教育総務事業	1,100,000	0

高等学校整備事業	1,135,000	1,094,000
土木施設災害復旧事業	3,149,000	969,000
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	0
臨時財政対策債	25,000,000	24,142,000
市町村振興事業	1,700,000	370,000
企画事業	606,000	611,000
計	58,158,000	51,036,000

第 71 号

平成27年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94,709千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 990,147	千円 △94,709	千円 895,438
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	80,300	18,033	98,333
	3 諸収入	909,647	△112,542	797,105
歳入	合計	990,147	△94,709	895,438

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 990,147	千円 △94,709	千円 895,438
	1 用 度 事 業 費	990,147	△94,709	895,438
歳 出	合 計	990,147	△94,709	895,438

第 72 号

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,465,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金収入		千円 2,565,914	千円 △100,000	千円 2,465,914
	2 繰越金	1,162,765	△100,000	1,062,765
歳 入	合 計	2,565,914	△100,000	2,465,914

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		千円 2,565,914	千円 △100,000	千円 2,465,914
	1 市町村振興資金貸付金	2,565,914	△100,000	2,465,914
歳 出	合 計	2,565,914	△100,000	2,465,914

第 73 号

平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 230,840	千円 △1,035	千円 229,805
	1 繰入金	196,935	△336	196,599
	2 諸収入	33,905	△699	33,206
歳入	合計	230,840	△1,035	229,805

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 230,840	千円 △1,035	千円 229,805
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	68,655	△439	68,216
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	19,126	△336	18,790
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	143,059	△260	142,799
歳 出	合 計	230,840	△1,035	229,805

第 74 号 平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 241,005	千円 △10,000	千円 231,005
	1 繰越金	134,520	△10,057	124,463
	2 諸収入	106,485	57	106,542
歳入合計		241,005	△10,000	231,005

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 241,005	千円 △10,000	千円 231,005
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	241,005	△10,000	231,005
歳 出	合 計	241,005	△10,000	231,005

第 75 号

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,439,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,392,787	千円 46,522	千円 124,439,309
	1 使用料及び手数料	5,452	△1,999	3,453
	2 財産収入	500	△400	100
	4 諸収入	61,722,225	48,921	61,771,146
歳 入	合 計	124,392,787	46,522	124,439,309

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,392,787	千円 46,522	千円 124,439,309
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,392,787	46,522	124,439,309
歳 出	合 計	124,392,787	46,522	124,439,309

第 76 号

平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 198,518	千円 △74,808	千円 123,710
	1 繰越金	10,313	595	10,908
	2 諸収入	188,205	△75,403	112,802
歳入	合計	198,518	△74,808	123,710

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 198,518	千円 △74,808	千円 123,710
	1 中小企業近代化資金貸付金	198,518	△74,808	123,710
歳 出	合 計	198,518	△74,808	123,710

第 77 号

平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,441千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 27,422	千円 △16,441	千円 10,981
	2 繰越金	26,054	△15,961	10,093
	3 諸収入	1,000	△480	520
歳入合計		27,422	△16,441	10,981

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 27,422	千円 △16,441	千円 10,981
	1 農業改良資金貸付金	27,422	△16,441	10,981
歳 出	合 計	27,422	△16,441	10,981

第 78 号

平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91,925千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 102,427	千円 △91,925	千円 10,502
	1 繰入金	2,424	△2,115	309
	2 繰越金	88,648	△83,457	5,191
	3 諸収入	11,355	△6,353	5,002
歳入	合計	102,427	△91,925	10,502

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102,427	千円 △91,925	千円 10,502
	1 林業改善資金貸付金	102,427	△91,925	10,502
歳 出	合 計	102,427	△91,925	10,502

第 79 号

平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,022千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 230,218	千円 △24,022	千円 206,196
	1 財産収入	116,425	7,504	123,929
	2 繰入金	113,478	△31,686	81,792
	3 繰越金	100	265	365
	4 諸収入	215	△105	110
歳入合計		230,218	△24,022	206,196

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 230,218	千円 △24,022	千円 206,196
	1 県有林県行造林事業費	230,218	△24,022	206,196
歳 出	合 計	230,218	△24,022	206,196

第 80 号

平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,476千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,102	千円 △52,476	千円 28,626
	1 繰入金	1,100	△456	644
	2 繰越金	41,580	△23,600	17,980
	3 諸収入	38,422	△28,420	10,002
歳入	合計	81,102	△52,476	28,626

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,102	千円 △52,476	千円 28,626
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,102	△52,476	28,626
歳 出	合 計	81,102	△52,476	28,626

第 81 号

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ364,666千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,319,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 1,684,195	千円 △364,666	千円 1,319,529
	1 財 産 収 入	781,614	△364,666	416,948
	3 繰 越 金	40,281	△7,000	33,281
	5 県 債	662,000	7,000	669,000
歳 入 合 計		1,684,195	△364,666	1,319,529

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 1,684,195	千円 △364,666	千円 1,319,529
	1 公用地公共用地取得事業費	1,668,763	△354,450	1,314,313
	2 土地開発基金積立金	15,432	△10,216	5,216
歳 出	合 計	1,684,195	△364,666	1,319,529

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 197,701

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
公共用地取得事業	千円 662,000	千円 669,000

第 82 号

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 1,142,101	千円 △19,065	千円 1,123,036
	1 分担金及び負担金	275,305	△7,046	268,259
	3 繰入金	423,796	△13,141	410,655
	5 諸収入		1,122	1,122
歳入合計		1,142,101	△19,065	1,123,036

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,142,101	千円 △19,065	千円 1,123,036
	1 旧吉野川流域下水道事業費	1,142,101	△19,065	1,123,036
歳 出	合 計	1,142,101	△19,065	1,123,036

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 230,000

第 83 号

平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,732,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4,498,688	千円 234,264	千円 4,732,952
	2 財産収入	1,464,971	227,782	1,692,753
	4 諸収入	13,636	16,038	29,674
	5 県債	1,393,000	△10,000	1,383,000
	6 繰越金		444	444

歳入合計	4,498,688	234,264	4,732,952
------	-----------	---------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,498,688	千円 234,264	千円 4,732,952
	1 港湾等整備事業費	3,752,765	△41,363	3,711,402
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	210,000	396,215	606,215
	3 空港周辺整備事業費	535,923	△120,588	415,335
歳出合計		4,498,688	234,264	4,732,952

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 74,000
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	臨海土地造成事業費	118,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	千円 150,000	千円 140,000
計	1,393,000	1,383,000

第 84 号

平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127,432千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 329,683	千円 △127,432	千円 202,251
	1 財 産 収 入	965	200	1,165
	3 諸 収 入	194,567	△127,632	66,935
歳 入	合 計	329,683	△127,432	202,251

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 329,683	千円 △127,432	千円 202,251
	1 奨学金貸付金	329,683	△127,432	202,251
歳 出	合 計	329,683	△127,432	202,251

第 85 号

平成27年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,251,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 2,905,000	千円 346,737	千円 3,251,737
	1 証 紙 収 入	2,196,167	299,910	2,496,077
	2 繰 越 金	708,833	46,827	755,660
歳 入	合 計	2,905,000	346,737	3,251,737

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 2,905,000	千円 346,737	千円 3,251,737
	1 他 会 計 繰 出 金	2,905,000	346,737	3,251,737
歳 出	合 計	2,905,000	346,737	3,251,737

第 86 号

平成27年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600,299千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,577,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 116,178,000	千円 △600,299	千円 115,577,701
	1 繰入金	73,277,000	△299	73,276,701
	2 県債	42,901,000	△600,000	42,301,000
歳入合計		116,178,000	△600,299	115,577,701

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 116,178,000	千円 △600,299	千円 115,577,701
	1 公債費	116,178,000	△600,299	115,577,701
歳出	合計	116,178,000	△600,299	115,577,701

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 42,901,000	千円 42,301,000

第 87 号

平成27年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,889千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,687,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,695,326	千円 △7,889	千円 30,687,437
	1 給与振替収入	30,695,326	△7,889	30,687,437
歳 入	合 計	30,695,326	△7,889	30,687,437

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,695,326	千円 △7,889	千円 30,687,437
	1 給 与 費	30,695,326	△7,889	30,687,437
歳 出	合 計	30,695,326	△7,889	30,687,437

第 88 号

平成27年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	213,012人	197,667人
外 来	267,786人	263,348人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	582人	540人
外 来	1,102人	1,084人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	3,338,000千円	3,296,174千円
医療器械及び備品購入費	249,433千円	232,190千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	21,843,438千円	389,053千円	22,232,491千円
第1項 医療収益	18,105,601千円	478,583千円	18,584,184千円
第2項 医療外収益	3,737,837千円	△89,530千円	3,648,307千円
支 出			
第1款 病院事業費用	22,363,694千円	1,089,434千円	23,453,128千円

第1項 医 業 費 用	21,589,405千円	741,149千円	22,330,554千円
第2項 医 業 外 費 用	774,289千円	23,583千円	797,872千円
第3項 特 別 損 失		324,702千円	324,702千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額983,834千円」を「不足する額964,598千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,619千円及び過年度分損益勘定留保資金979,215千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,925千円及び過年度分損益勘定留保資金957,673千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	8,238,967千円	△36,774千円	8,202,193千円
第1項 企 業 債	2,502,000千円	△34,000千円	2,468,000千円
第2項 負 担 金	684,759千円	△7,454千円	677,305千円
第4項 補 助 金	1,052,208千円	4,680千円	1,056,888千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	9,222,801千円	△56,010千円	9,166,791千円
第1項 建 設 改 良 費	3,597,369千円	△56,010千円	3,541,359千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病 院 整 備 事 業	千円 2,502,000	千円 2,468,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	11,182,665千円	18,518千円	11,201,183千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「4,760,000千円」を「5,580,000千円」に改める。

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 89 号

平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	326,300,000 k W h	362,897,000 k W h
	太陽光発電所	4,692,000 k W h	5,319,260 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,842,884千円	1,837,502千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	3,118,621千円	92,527千円	3,211,148千円
第1項 営業収益	2,885,542千円	63,423千円	2,948,965千円
第2項 附帯事業収益	202,694千円	27,097千円	229,791千円
第3項 財務収益	22,569千円	845千円	23,414千円
第4項 事業外収益	7,816千円	△92千円	7,724千円
第5項 特別利益		1,254千円	1,254千円
支 出			
第1款 事業費用	2,929,511千円	19,599千円	2,949,110千円
第1項 営業費用	2,701,209千円	△82,050千円	2,619,159千円
第2項 附帯事業費用	175,225千円	223千円	175,448千円
第4項 事業外費用	48,065千円	101,426千円	149,491千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,145,890千円」を「不足する額2,140,508千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,173千円、中小水力発電開発改良積立金610,798千円及び過年度分損益勘定留保資金1,398,919千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,685千円、建設改良積立金442,000千円、中小水力発電開発改良積立金610,158千円及び過年度分損益勘定留保資金919,665千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,800,884千円	△5,382千円	2,795,502千円
第1項 建設改良費	1,842,884千円	△5,382千円	1,837,502千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,028,110千円	△60,190千円	967,920千円

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 90 号

平成27年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2) 年間総給水量	66,399,720m ³	66,491,520m ³	阿南工業用水道	27,669,600m ³	27,761,400m ³
(3) 1日平均給水量	181,420m ³	181,671m ³	阿南工業用水道	75,600m ³	75,851m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	599,850千円	425,246千円
			阿南工業用水道改良工事	498,123千円	398,542千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,182,932千円	△423千円	1,182,509千円
第1項 営業収益	1,115,189千円	1,775千円	1,116,964千円
第2項 営業外収益	67,743千円	△2,198千円	65,545千円
支 出			
第1款 事業費用	1,085,632千円	△94,052千円	991,580千円
第1項 営業費用	995,932千円	△125,217千円	870,715千円
第2項 営業外費用	89,700千円	31,165千円	120,865千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額379,302千円」を「不足する額102,158千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,102千円及び過年度分損益勘定留保資金299,200千円」を「減債積立金102,158千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	900,577千円	2,959千円	903,536千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	577千円	△478千円	99千円
第3項 そ の 他 収 入		3,437千円	3,437千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,279,879千円	△274,185千円	1,005,694千円
第1項 建 設 改 良 費	1,097,973千円	△274,185千円	823,788千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	229,826千円	△46,130千円	183,696千円

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第九十一号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第十九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第二十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十二項中「(以下「メタノール自動車」という。)、(以下「混合メタノール自動車」という。)」及び「(以下「電力併用自動車」という。)」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則中第二十三項から第二十五項までを削る。

附則第二十六項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」に、「法附則第十二条の三第六項第二号」を「同号」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」を「法附則

第十二条の三第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「法附則第十二条の三第六項第四号」を「同号」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号中「附則第十二条の三第六項第五号」を「附則第十二条の三第三項第五号」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十七項中「附則第十二条の三第七項」を「附則第十二条の三第四項」に、「附則第二十四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百元	一万五千元
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五千元
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万十円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千元
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円

第四十八条第一項第二号イ	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
	第四十八条第一項第二号ロ	八千円
一万五千五百円		六千円
一万六千円		八千円
二万五五百円		一万五百円
二万五千五百円		一万三千円
三万円		一万五千円
三万五千円		一万七千五百円
四万五五百円		二万五百円
六千三百円		三千二百円
第四十八条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第四十八条第一項第二号ハ(2)	一万二千円	五千五百円
	二万六五百円	一万五百円

第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万円	二万五千円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	三千五百円

		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
第四十八条第一項第五号イ(3)		一万三千九百元	七千円
第四十八条第一項第五号ロ(1)		二万三千六百元	一万二千円
		二万七千六百元	一万四千元
		三万六千六百元	一万六千円
		三万六千円	一万八千円
		四万八千円	二万五千元
		四万六千四百円	二万三千五百円
		五万三千二百円	二万七千円
		六万二千二百円	三万千円
		七万四千元	三万五千五百円
		八万八千八百円	四万四千五百円
第四十八条第一項第五号ロ(2)		八千円	四千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五千元	一万五千元
		二万五千五百円	一万三千円

	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五千円	二万五千円
	六千三百円	三千二百円
	二万八千三百円	一万四千五百円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第四十八条第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第四十八条第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第一号	七千五百円	四千円
	二万九千五百円	一万五千円
第四十八条第四項第二号	六千五百円	三千五百円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第三号	一万二三百円	五千三百円
	一万三千二百円	六千六百元

附則中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項を第二十六項とし、第三十二項を第二十七項とし、第三十二項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十三項から第三十六項までを四項ずつ繰り上げ、第三十七項の前の見出しを削り、同項を第三十三項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十八項を第三十四項とし、第三十九項を第三十五項とし、第四十項を第三十六項とする。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十条の十七の改正規定及び附則第十九項の改正規定を削る。

第三条のうち附則第三十六項の改正規定中「附則第三十六項中」を「附則第三十二項中」に改める。

附則第一項第二号中「及び第二十条の十七の改正規定並びに附則第十九項の改正規定並びに」を「の改正規定及び」に改め、「及び第七項」を削る。

附則第四項中「(以下「二十八年新条例」という。)」を削る。

附則中第六項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(法人の事業税に関する経過措置)」を付し、第七項を削り、第八項を第七項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条（徳島県税条例の一部を改正する条例第三条の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等が行われることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九十二号

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、徳島県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業の財源に充てる場合及び同条第二項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険の財政の安定化を図るため、徳島県国民健康保険財政安定化基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

